

## 役員等の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人統計情報研究開発センター（以下「センター」という。）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、週4日以上勤務する専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の役員等をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは、明確に区分されるものとする。

### (常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員の報酬は、別表1の範囲内で、代表理事が合議の上、理事会の承認を経て決定する。

2 常勤役員には、本規程第6条により退職慰労金は支給することはできるが、賞与は支給しない。

### (兼務常勤理事の報酬)

第4条 常勤理事が事務局長などの職員を兼務している場合も、報酬は前条第1項に定める報酬のみとする。

### (非常勤役員等の報酬)

第5条 非常勤役員等に対しては、必要に応じて、職務等の遂行又は理事会、評議員会への出席等に、別表2に定める、金額の報酬を支払うことができる。

### (退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として2年以上にわたり誠実に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退職した者に支給することができる。死亡により退任した者については、法定相続人に支払うものとする。

2 退職慰労金は、常勤役員としての在職期間中における毎月の報酬月額に相当する金額の平均額を上限として、この金額に5年を上限とする在職期間の年数を乗ずることとし、代表理事が合議の上、理事会の承認を経て決定する。

(費用)

第7条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、この法人の職員給与規程を準用し通勤費を支給するものとする。

(公表)

第8条 本センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が合議の上、理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

改正後の規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年度定時評議員会決議)

附則

改正後の規程は、令和元年7月1日から施行する。(令和元年度定時評議員会決議)

別表1 常勤役員報酬基準表

区分	年俸額
専務理事	960万円を超えない範囲

別表2 非常勤役員等報酬基準表

代表理事	職務執行としての会議出席等につき	3万円
代表理事以外の役員等	職務執行としての会議出席等につき	2万円

なお、職務遂行に係る報酬の年額は360万円を超えない範囲とし、代表理事が合議の上、理事会の承認を経て決定する。